

令和7年第10回富山県教育委員会議事日程

9月30日（火）午後3時45分

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和7年8月19日開催の令和7年第9回富山県教育委員会会議録の承認について

2 報告事項

(1) 臨時代理について（令和7年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) とやま科学オリンピック2025の開催結果について

教育企画課長から説明した。

(3) 令和8年度富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

教職員課長から説明した。

(4) 臨時代理について（教育職員の人事異動に関する件）

教職員課長から説明した。

3 今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

議案第22号 令和7年度教育功労者等表彰の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第23号 富山県スポーツ推進審議会委員の任命に対する意見に関する件

保健体育課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第22号および議案第23号は非公開となりました。

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和7年9月30日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

令和7年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和7年9月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和7年9月3日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

財 第 60 号
令和 7 年 9 月 2 日

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 7 年 9 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等一部改正の件

令和7年度9月補正予算（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	5,949,444	6,600	5,956,044	7.7%	0.1%
	給与費	1,150,622	0	1,150,622		
	計	7,100,066	6,600	7,106,666		
小学校費	事業費	225,297	0	225,297	32.5%	0.0%
	給与費	29,583,744	0	29,583,744		
	計	29,809,041	0	29,809,041		
中学校費	事業費	193,292	0	193,292	19.0%	0.0%
	給与費	17,272,257	0	17,272,257		
	計	17,465,549	0	17,465,549		
高等学校費	事業費	6,851,713	106,200	6,957,913	27.0%	1.5%
	給与費	17,842,113		17,842,113		
	計	24,693,826	106,200	24,800,026		
特別支援学校費	事業費	2,015,709	105,521	2,121,230	11.7%	5.2%
	給与費	8,589,363	0	8,589,363		
	計	10,605,072	105,521	10,710,593		
社会教育費	事業費	662,748	8,665	671,413	1.4%	1.3%
	給与費	567,218	0	567,218		
	計	1,229,966	8,665	1,238,631		
保健体育費	事業費	451,727	0	451,727	0.6%	0.0%
	給与費	140,595	0	140,595		
	計	592,322	0	592,322		
合 計	事業費	16,349,930	226,986	16,576,916	99.9%	1.4%
	給与費	75,145,912	0	75,145,912		
	計	91,495,842	226,986	91,722,828		

2 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費（全日制）	11,690
	高等学校費	高等学校校舎等リフレッシュ事業費	248,133

(2) 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
該当なし					

3 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額	備考
該当なし			

(2) 変更

単位：千円

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
該当なし				

令和7年度9月補正予算(案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案見込額	財源内訳			備考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企画課	寄付金を活用した教育環境整備事業	3,020		寄 3,020		個人や民間企業から受け入れた寄付金を活用した教育環境の整備充実
教育企画課	県立学校施設耐震対策推進事業	200,000		地 197,000	3,000	県立学校における防災機能強化のため、非構造部材の耐震対策や適正な避難路の確保
教育みらい室	砺波工業高校学科改編環境整備事業	6,600		地 5000	1,600	砺波工業高校建設系コース設置に向けた環境整備
教育みらい室	特別支援学校通学運営費	8,701			8,701	県有バスの故障により、新たな県有バスが納車されるまで不足するチャーターバスの運行費用
生涯学習・文化財課	砺波青少年自然の家仮設空調設置費	8,665			8,665	冷温水発生機の故障に対する臨時的対応として、仮設空調を設置
事業費計		226,986		205,020	21,966	
給与費						
教育委員会計		226,986		205,020	21,966	

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事企画室

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の改正に伴い、育児部分休業等に関し、所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例及び改正内容</p> <p>1 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例(平成4年富山県条例第2号)(第1条関係)</p> <p>(1) 部分休業について、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」での取得パターンに加え、「年10日の範囲内」の取得パターンを追加(第25条、新第25条の2及び新第25条の4関係)</p> <p>(2) 部分休業の請求パターンを変更することができる特別の事情を規定(新第25条の5関係)</p> <p>2 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年富山県条例第73号)(第2条関係)</p> <p>(1) 子育て支援部分休暇について、部分休業と同様に「年10日の範囲内」の取得パターンを追加(第15条の3関係)</p> <p>(2) 子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現のため、妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度の情報提供や利用に関する意向確認を行うことを任命権者に義務付ける。(新第15条の4関係)</p> <p>3 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)(第3条関係)</p> <p>部分休業及び子育て支援部分休暇の取得パターンの追加に伴い、給料の減額に係る規定整備(第19条関係)</p> <p>第2 施行期日</p> <p>令和7年10月1日</p> <p>ただし、施行日前においても改正後の規定の例により申出等を行うことができることとする規定(附則第3項及び第5項関係)等については、公布の日から施行する。</p>
3 他の条例等との関連	1 改正が必要な条例等及びその対応 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則(平成4年富山県人事委員会規則第48号)並びに県職員及び県費

<p>4 審議、調整、 予算化等の状 況</p>	<p>負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）について、人事委員会が別途改正予定</p> <p>2 その他関連について考察すべき条例等 特になし</p> <p>県費負担教職員に対する制度改正について、教職員課と調整済み</p>
----------------------------------	--

議案第110号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等一部改正の件
県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和7年9月8日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第15条第1項の表第16条第4項の項を削る。

第23条第1項の表第16条第4項の項を削る。

第24条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条第2項及び第3項並びに第25条の4第1項において同じ」を加える。

第25条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第1項に規定する同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第25条第2項中「第15条の3第1項の規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「及び次項において「子育て支援部分休暇」を「から第4項までにおいて「第1号子育て支援部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て支援部分休暇の」を「第1号子育て支援部分休暇の」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て支援部分休暇」を「第1号子育て支援部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

第25条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第25条の2 育児休業法第19条第1項に規定する同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第15条の3第1項の規定による同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇（第25条の4第2項において「第2号子育て支援部分休暇」という。）の承認を受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第25条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間等)

第25条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じ

て得た時間

2 第2号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に係る第2号部分休業の時間は、1年につき前項各号に定める時間から第2号子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第25条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第27条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子又は勤務時間条例第15条の3第1項に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第26条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第27条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「及び第15条の3第1項」を「、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項」に改め、同条第4項中「第15条の4第1項」を「第15条の5第1項」に改め、「第3項まで」の次に「、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項」を加える。

第15条の3第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 子育て支援部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るもの

とする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間
 - ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第15条の3中第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する同条第2項第1号又は第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けている職員に対する子育て支援部分休暇の承認は、当該子育て支援部分休暇がそれぞれ前項第1号又は第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇である場合に限り行うものとする。
- 4 第2項の規定による申出をした職員は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 5 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て支援部分休暇の請求をすることができる。

第15条の5を第15条の6とする。

第15条の4第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。

- ）」を「請求等」に改め、同条を第15条の5とする。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の4 任命権者は、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）

に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部（1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に、「、1日の勤務時間の一部」を「、1日の勤務時間の全部（1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中第15条第1項の表及び第23条第1項の表の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第25条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同項第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 職員は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第15条の3第2項、第4項及び第5項の規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で子育て支援部分休暇（同条第1項に規定する子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第4項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て支援部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第4項の規定による変更並びに同条第5項の規定による請求とみなす。
- 4 改正後の勤務時間条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における子育て支援部分休暇の承認の請求をす

る場合における同号の規定の適用については、同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

- 5 任命権者は、施行日前においても、改正後の勤務時間条例第15条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、県職員及び県費負担教職員（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第14条 略</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例等の特例）</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、県職員及び県費負担教職員（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第14条 略</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例等の特例）</p> <p>第15条 同左</p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 1129 405 1173">略</td> <td data-bbox="405 1129 640 1173">略</td> <td data-bbox="640 1129 1003 1173">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1173 405 1350">第16条第4項</td> <td data-bbox="405 1173 640 1350">第2項の</td> <td data-bbox="640 1173 1003 1350">県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）第15条第1項の</td> </tr> </table>	略	略	略	第16条第4項	第2項の	県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）第15条第1項の	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1129 1227 1173">略</td> <td data-bbox="1227 1129 1440 1173">略</td> <td data-bbox="1440 1129 1823 1173">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1025 1173 1823 1350">(削る。)</td> </tr> </table>	略	略	略	(削る。)			<p>規定整備</p>
略	略	略												
第16条第4項	第2項の	県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）第15条第1項の												
略	略	略												
(削る。)														

略	略	略
---	---	---

2 略

第16条～第22条 略

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例等)

第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第16条第4項	第2項の	県職員及び県費負担教職員の 育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）第23条第1項の
略	略	略

2 略

(部分休業をすることができない職員)

第24条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。）

略	略	略
---	---	---

2 略

第16条～第22条 略

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例等)

第23条 同左

略	略	略
(削る。)		
略	略	略

2 略

(部分休業をすることができない職員)

第24条 同左

(1) 略

(2) 勤務日の日数_____を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条第2項及び第3項並びに第25条の4第1項において同じ。）

規定整備

部分休業を取得できない非常勤職員の要件を変更

<p>(部分休業 _____ の承認)</p> <p>第25条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終りにおいて、<u>30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により人事委員会規則で定める特別休暇(育児に係るものに限る。以下この項及び次項において「育児特別休暇」という。)、勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間(以下この項及び次項において「介護時間」という。))又は勤務時間条例第15条の3第1項の規定による _____ <u>子育て支援部分休暇(以下この項及び次項において「子育て支援部分休暇 _____ 」という。)</u>の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業 _____ の承認については、1日につき2時間から当該育児特別休暇、当該介護時間又は当該<u>子育て支援部分休暇の _____ 承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業 _____ の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児特別休暇、介護時間又は<u>子育て支援部分休暇 _____ の承認を受けて勤務しない場合</u>にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇、当該介護時間又は当該</p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第25条 <u>育児休業法第19条第1項に規定する同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は、<u>30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により人事委員会規則で定める特別休暇(育児に係るものに限る。以下この項及び次項において「育児特別休暇」という。)、勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間(以下この項及び次項において「介護時間」という。))又は勤務時間条例第15条の3第1項の規定による<u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇(以下この項から第4項までにおいて「第1号子育て支援部分休暇」という。)</u>の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児特別休暇、当該介護時間又は当該<u>第1号子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児特別休暇、介護時間又は<u>第1号子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない場合</u>にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇、当該介護時間又は当該</p>	<p>従来の部分休業を「第1号部分休業」とし、勤務時間途中においても取得可能とするもの</p> <p>従来の部分休業を「第1号部分休業」と、子育て支援部分休業を「第1号子育て支援部分休暇」とするもの</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---

子育て支援部分休暇_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第1号子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

4 第1号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第25条の2 育児休業法第19条第1項に規定する同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第15条の3第1項の規定による同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇（第25条の4第2項において「第2号子育て支援部分休暇」という。）の承認を

子育て支援部分休暇を「第1号子育て支援部分休暇」とするもの

部分休業と子育て支援部分休暇の併用を同じパターン

のみに限定第2号部分休業を新設し、取得単位等を規定

部分休業と子育て支援部分休暇の併用を

	<p><u>受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。</u></p>	<p>同じパターン のみに限定</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第25条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	<p>部分休業の請求を申し出る期間を規定</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間等)</u> <u>第25条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p>	<p>第2号部分休業の上限時間を規定</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 第2号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に係る第2号部分休業の時間は、1年につき前項各号に定める時間から第2号子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u></p>	<p>部分休暇を併用する場合の部分休業上限時間を規定</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第25条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第27条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子又は勤務時間</u></p>	<p>部分休業の請求パターンを変更できる特別の事情を規定</p>

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第26条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条第5号の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第27条 第14条の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>第28条～第30条 略</p>	<p><u>条例第15条の3第1項に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第26条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条第5号の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第27条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p> <p>第28条～第30条 略</p>	<p>規定整備</p> <p>第3項変更の新設に伴い、取消事由を整理するもの</p>
---	---	--

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第8条 略</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで及び第15条の3第1項</p> <p>において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項</p> <p>において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同</p>	<p>規定整備</p>

様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第15条の4第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで

_____において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、

様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第15条の5第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項まで、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、

条ずれの規定
整備

規定整備

<p>人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>部分休暇の取得パターンを拡大</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>	<p>同上</p>
<p>第9条～第15条の2 略</p>	<p>第9条～第15条の2 略</p>	<p>同上</p>
<p>(子育て支援部分休暇)</p>	<p>(子育て支援部分休暇)</p>	<p>同上</p>
<p>第15条の3 子育て支援部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の_____一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>第15条の3 子育て支援部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>部分休暇の取得パターンを拡大</p>
<p>(1)、(2) 略</p>	<p>(1)、(2) 略</p>	<p>同上</p>
<p>2 子育て支援部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない<u>範囲</u>内で必要と認められる時間とする。</p>	<p>2 子育て支援部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる<u>範囲内のうちいずれの範囲内</u>で当該期間における<u>部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) <u>1年につき、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間</u></p>	<p>同上</p>

	<p><u>ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p>	
(新設)	<p><u>3 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する同条第2項第1号又は第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けている職員に対する子育て支援部分休暇の承認は、当該子育て支援部分休暇がそれぞれ前項第1号又は第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇である場合に限り行うものとする。</u></p>	<p>部分休業と子育て支援部分休暇の併用を同じパターンのように限定</p>
(新設)	<p><u>4 第2項の規定による申出をした職員は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u></p>	<p>部分休暇の取得パターン変更要件を規定</p>
(新設)	<p><u>5 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの)において、子育て支援部分休暇の請求をすることができる。</u></p>	<p>部分休暇請求可能範囲を規定</p>
<p><u>3 子育て支援部分休暇については、富山県一般職の職員等の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p>	<p><u>6 同左</u></p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p>	<p>項ずれの規定整備</p>
(新設)	<p><u>第15条の4 任命権者は、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例(平成4年富山県条例第2号)第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措</u></p>	<p>職員に対する仕事と育児の両立支援制度に関する周知及び意向確認のための措置</p>

置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

を任命権者に義務付けるもの

<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(執務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第15条の5</u> 略</p> <p>第16条～第19条 略</p>	<p><u>3</u> 任命権者は、<u>第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の5</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(執務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第15条の6</u> 略</p> <p>第16条～第19条 略</p>	<p>条ずれの規定整備</p> <p>条ずれの規定整備</p>
---	---	---------------------------------

超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

又は子育て支援部分休暇(当該職員(育児短時間勤務職員等(同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。))をいう。))を除く。))が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項において同じ。))又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部

_____につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間

超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

又は子育て支援部分休暇(当該職員(育児短時間勤務職員等(同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。))をいう。))を除く。))が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項において同じ。))又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の全部(1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。))又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。))につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間

子育て支援部分休暇の拡充により、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにされたことに伴う規定整備

につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 略

第20条～第25条 略

につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 略

第20条～第25条 略

とやま科学オリンピック2025の開催結果について

標記大会を令和7年8月2日（土）及び8日（金）に開催したところ、348人の児童、生徒の参加がありました。その概要を報告します。

1 目的

- ・子どもたちの科学に対する関心を高めるとともに、科学的才能や論理的な思考力、問題解決能力など、多くの子どもたちが持っている様々な力や可能性を伸ばす機会を提供する。
- ・数学や理科を中心とする科学的なものの見方、考え方を養う。
- ・科学オリンピックに参加したことで得られた経験により、「生きがい・希望実感」や「友人とのつながり」などのウェルビーイングの構成要素の実感が高まり、持続的なウェルビーイングの向上を図る。
- ・「科学の甲子園ジュニア全国大会」及び「科学の甲子園全国大会」の富山県予選として、全国大会に出場する生徒及びチームの選抜を行う。

2 開催日時及び会場

○中学校部門

令和7年8月2日（土）9：40～12：30

〔富山会場〕富山中部高等学校 〔高岡会場〕高岡高等学校

○高校部門

令和7年8月8日（金） 9：00～12：30（個別戦）

10：00～15：15（総合戦）

〔会場〕富山大学理学部

3 実施内容

【中学校部門】

検査方法	出題分野	参加形態	配点	検査時間
筆記問題	数学、情報、物理 化学、生物、地学	個人	180点 (各分野30点)	120分

【高校部門・総合戦】

参加者：原則として同じ学校に所属する生徒3～6名で構成されたチーム

検査方法	出題分野	参加形態	配点	検査時間
筆記問題	数学、情報、物理 化学、生物、地学	チーム全員	180点 (各分野30点)	60分
実験問題	物理、化学、生物	各分野 1～2名	360点 (各分野120点)	120分

【高校部門・個別戦】

参加者：2人1組のペア（異なる学校同士のペアも可）

ペアが組めない生徒は個人での参加も可とする。

検査方法	出題分野	参加形態	配点	検査時間
筆記問題	数学、化学、物理または生物 のうち1～3分野を選択	2人1組	各分野100点	各分野50分

4 参加者数	計	348名	(431名)	※ () は昨年の参加者数
	中学校部門	194名	(244名)	[小学生9名]
	高校部門	154名	(187名)	[中学生6名]
(総合戦：5校20チーム103名、個別戦：26組51名)				

5 結果

【中学校部門】金賞5名 銀賞15名 銅賞41名 特別賞9名

※ 中学1、2年生の生徒のうち、成績上位の生徒6名を12月に行われる「科学の甲子園ジュニア全国大会」の富山県代表候補者とする。

【高校部門・総合戦】金賞2チーム 銀賞3チーム 銅賞4チーム

※ 優勝した高岡高校のチーム(チーム名「いもけんぴ」)を、来年3月に行われる「科学の甲子園全国大会」の富山県代表とする。

【高校部門・個別戦】

	物理	化学	生物	数学
受検ペア数	10組	16組	3組	25組
金賞	1組	1組	1組	1組
銀賞	2組	3組	該当なし	2組
銅賞	1組	4組	1組	6組
特別賞	1組(物理・数学で優秀な成績を収めた中学生のペア)			

6 アンケートの結果

〔中学校部門〕

質 問	今回(R7)	前回(R6)
1. 問題は難しかったですか (「難しい」「やや難しい」と回答した割合)	88%	93%
2. 問題は面白かったですか (「面白い」「やや面白い」と回答した割合)	76%	84%
3. 参加してよかったですか (「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合)	96%	86%
4. 来年も参加してみたいですか (「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合)	88%	78%

〔高校部門〕

質 問	総合戦		個別戦				前回 (R6)
	筆記	実験	物理	化学	生物	数学	
1. 問題は難しかったですか (「難しい」「やや難しい」と回答した割合)	72%	37%	70%	75%	17%	53%	74%
2. 問題は面白かったですか (「面白い」「やや面白い」と回答した割合)	55%	71%	11%	27%	100%	46%	63%
3. 参加してよかったですか (「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合)	95%		92%				74%
4. 来年も参加してみたいですか (「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合)	79%		84%				55%

※ 中学校部門、高校部門とも、3、4の質問について、昨年度まで「ふつう」の選択肢があったが、今年度はJSTのアンケートに合わせて削除した。

※ 高校部門の1、2の質問について、総合戦の実験は物理、化学、生物の回答を合わせたもの

○ 参加者の感想（主なもの）

中学校部門

<よかった点など>

- ・今の自分の実力を知ることができた。
- ・限られた情報から順序を踏んで答えを求めていく問題がとても面白かった。
- ・問題が基本的なものから応用まであってよかった。
- ・様々な考え方があって、科学は面白いということを知れた。
- ・夏休み中で参加しやすかった。
- ・会場が進学の参考になった。
- ・富山のことをより知りながら、理数の知識が活かせる良問がたくさんあった。
- ・富山に関する問題を出題していて楽しく解けた。
- ・問題の量、難易度がちょうどよかった。
- ・自分が知らない分野について触れることができ、面白かった。
- ・県内にもこのような応用、思考問題がたくさん出るテストがあることを知り、驚いた。
- ・昨年度より簡単で、たくさん解けたので、これくらいがいいなあと思った。
- ・難しかったが、解けたときに楽しく感じた。
- ・難しい問題もあったが、どれも面白く興味深い内容ばかりで楽しかった。
- ・知識だけで解けない（思考力を必要とする）問題があるのはよいと思う。

<今後変えたらよいと思う点など>

- △知識として覚えておかないと解けないような問題はなくしたほうがよい。
- △知識を問う問題を減らし、図や表から読み取るような問題をもっと解きたい。
- △もう少し近いところがいい。
- △会場を増やしてほしい。
- △資料とそれに関する問題が見開きになっていると見やすい。
- △中学生も団体戦をつくってほしい。
- △年に2回くらいあってもいい。
- △富山に関する問題が少なかった。
- △土曜日は部活の人が多いため、日曜日にしたほうがよい。
- △時間を短縮したほうがよい。または、途中退出を認めてほしい。
- △昨年度に比べ、学校のテストに少し寄っていると思う。学校では見たことのないような問題を解くのが楽しかった。
- △去年は90分だったが、今年は120分になった理由を知りたい。

高校部門・総合戦

<よかった点など>

- ・ 6人チームで協力しながら問題を解くのが楽しかった。
- ・ チームメイトと協力して問題に取り組むことは、自分の力を試すためだけでなく、チームワークを深められてよかった。
- ・ チームで協力し解答することで、各々がもつ力を発揮でき、個別で解答するよりも多くの学びを得られた。
- ・ 全国大会と似た方式をとることで、チームでの戦い方に慣れ、全国大会で戦いやすくなるような気がした。
- ・ 複数人でのテストは初めてだったので、何か分からないことがあっても友達に教えてもらったり、教えたりして補い合うことができた。
- ・ 他の人の考えと自分の考えに違いが出るのが面白かった。 また楽しかった。
- ・ 地学は学校の科目にないので、学ぶ機会となってよかった。いろいろな分野の得意な人が集まって面白い。
- ・ 実験は器具がすでに用意されてあったり、あまり知識がなくてもいいところまではいけたりするところがよかった。
- ・ 実験問題が本格的で、とてもワクワクするものだった。
- ・ 難しいが、とても楽しく、ためになる実験内容だった。
- ・ 問題の内容は学校のものとは全然違って面白かった。
- ・ 夏休みに大会が開催されている点。

<今後変えたらよいと思う点など>

△筆記問題で他のチームとの距離が近すぎたと感じた。

△総合戦で欠員が出た際の変更ができない点。

△欠員が出た場合に補欠メンバーを登録できるようにしてほしい。

△中学部門のように複数、会場を用意すると参加しやすい。

△今回は化学や物理の筆記で、加速度やlogやmolなど、知識の面で知らなければ全く解けない問題が見られた。

△人数不利が生まれる点

△6人そろっての出場をなるべく推奨したほうがよいと思う。

△筆記の内容が、分野に分かれているのに、分野に沿わない内容が含まれる。(情報は数学の色が濃すぎた)

△物理ではデータの処理がほとんどで少し辛かったので、知識や思考力を問う問題がもっとあればよいと思った。

△オープンキャンパスと被らない日程にしてほしい。

△もう少し駅の近くであったり、駐車場(乗り降りしやすい場所)であったりしたらよい。

△筆記問題の解答時間が短かった。

高校部門・個別戦

<よかった点など>

- ・ ペアで協力して問題を解けるという点。新体験で非常に面白かった。難易度も高いので、解けたときの爽快感があった。
- ・ 難易度の高い問題もペアの人と協力して解くことで、達成感を味わえたこと。
- ・ 単なる計算でなく、考えて解く問題が多かった点。人と協力できる点。
- ・ スタッフの方が優しい。
- ・ 控室が用意してあり、良心的だった。
- ・ 大学で開催されたこと。
- ・ 全体が静かでありながら、話し合って問題を解けたこと。
- ・ 個別戦ができて、実験が得意でなくても参加しやすかった。
- ・ 数学、化学など、分野がしっかり分かれている点。

<今後変えたらよいと思う点など>

△ペアで協力できる点がいいと思ったが、ペアずつ別室でやりたい。集中しづらい感じもした。

△証明問題しかなかったから悲しい。変えてほしい。

△高専は今日も授業があり、公欠となったので、もう少し時期をずらしてほしい。

△個別戦を1人でも申し込めるようにする点。

△中学生でも解けるよう配慮してほしい（公式などを提示するなど）。

△時間が足りなかった。

△物化数合わせて150分として、その間は自由に3つの問題を解けるようにしてほしい。

△問題があまり興味をそそられない内容だった。

△50分より去年みたいに120分などの長いテストがよい。

△会場を富山大学以外にも設置してほしい。

令和8年度 富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

このことについて、次のとおり報告します。

1 登載者数（各項目の数には、一般選考と特別選考の人数を含む）

（ ）：昨年度

項目 種目	志願者数 ※1	1 次 受検者数 ※1	1 次 合格者数 ※1	2 次 受検者数	登載者数			補欠者数 ※2
					総数	内訳 A B		
小学校	354 <224> (360) <233>	343 <216> (351) <225>	289 <200> (283) <221>	194 (214)	167 (170)	144 (170)	23 (0)	15 (36)
中学校 高等学校	440 <346> (408) <338>	402 <313> (375) <308>	313 <257> (238) <210>	250 (200)	194 (138)	184 (138)	10 (0)	14 (16)
特別支援 学校A	40 <35> (39) <31>	37 <32> (34) <27>	34 <30> (24) <21>	29 (21)	24 (21)	19 (21)	5 (0)	0 (0)
特別支援 学校B	10 <10> (15) <15>	10 <10> (12) <12>	8 <8> (6) <6>	8 (6)	5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (1)
養護教諭	56 <53> (49) <45>	54 <51> (47) <44>	13 <13> (17) <17>	13 (17)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
栄養教諭	10 <10> (17) <16>	10 <10> (15) <14>	4 <4> (7) <7>	4 (7)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	1 (0)
合計	910 <678> (888) <678>	856 <632> (834) <630>	661 <512> (575) <482>	498 (465)	392 (337)	354 (337)	38 (0)	32 (55)

※1 < >は大学3年次の人数を除いた数

※2 補欠者とは、9月30日現在、名簿に登載されていない者で、採用内定者の辞退等により欠員が生じた場合に順次名簿に追加登載される者をいいます。

うち特別選考

（ ）：昨年度

項目 区分	志願者数	1 次 受検者数	1 次 合格者数	2 次 受検者数	登載者数		
					総数	内訳 A B	
社会人経験A	19 (18)	17 (16)	13 (15)	12 (15)	8 (5)	8 (5)	0 (0)
社会人経験B	2 (4)	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
教職経験	32 (28)	32 (28)	32 (28)	29 (25)	22 (21)	22 (21)	0 (0)
特定資格	3 (4)	3 (4)	2 (3)	2 (3)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
国際貢献	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)
スポーツ実績	9 (8)	9 (8)	7 (7)	7 (7)	5 (4)	4 (4)	1 (0)
障害者	1 (4)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
大学推薦	33 (34)	33 (34)	33 (34)	33 (34)	29 (33)	26 (33)	3 (0)
合計	99 (101)	97 (96)	90 (92)	86 (89)	69 (68)	65 (68)	4 (0)

参考資料
<登載者数の推移>

※大学3年次の人数を除いた数

年度 項目	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
受検者数	1,043	1,006	888	782	777	717	701	681	630	632
登載者数	309	300	305	325	343	335	338	300	337	392
倍率	3.4	3.4	2.9	2.4	2.3	2.1	2.1	2.3	1.9	1.6

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 34 年富山県教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき報告します。

令和 7 年 9 月 30 日 提出

富山県教育委員会
教育長 廣 島 伸 一

記

教育職員の人事異動に関する件

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条の規定により、臨時代理する。

令和 7 年 9 月 8 日

富山県教育委員会
教育長 廣 島 伸 一

教育職員異動

富山県教育委員会

令和七年九月十六日付

新	小矢部市立 石動中学校 校長	小矢部市立 大谷中学校 校長
旧	小矢部市立 大谷中学校 校長	西部教育事務所 主任指導主事
氏名	山本 清孝	橘 恭幸

今後の教育委員会等の日程について

- 令和7年10月14日(火) 15:00 予定
教育委員会 (防災危機管理センター 研修室3-B、3-C)